

わけです。ですから全部、ちょっとでも基準に違反しているものは不正だという理解ではないと思うんです。

ただ、御指導して、改善してくださいと言っているものについて横を向いていると、それはやはり著しく不当だと言わざるを得ないのではないかと思うんです。それを皆さんは、不正又は著しく不当な行為というのは、例えば人員基準、運営基準で違反していて、改善命令とかも聞かなくて、あるいはコムスの事例のように突然廃止届を出すというのは、どう考えても著しく不当ですということを書けというのだったら、その文章を書けばいいですけども、何か、著しく不正な行為を列挙しろとか言っているんですが、そういうものが適切なのか。言ってみればきれい事のように言えるんですが、本当にそれが列挙できるんですかと。ですから、運営基準に何か違反したら、あなたは著しく不当になりますよとかなんとかというルールを決めろと行って、屋上屋を重ねるようになると思うんです。不正又は著しく不当な行為の基準の明確化をしろとおっしゃった方々に、では、どういう方法があるのかを教えていただけたらと思います。

○遠藤座長 ただいまの小山委員の御質問、これは、2つとも老施協の宮島さんからということでもよろしいですか。お願いします。

○宮島委員長 まず第1に、私ども全部悪いと言っているわけではございませんで、ただ、その明確化をどこに線を引くかという、確かにその辺は難しいところがあるかと思えます。ただ、我々としましては、過去において、不明瞭な表現でいろいろな手段が取られてきた。先ほども申し上げましたけれども、都道府県で解釈が違う。同じ県でも、1年か2年で、かわられた方で全部その解釈が違うという例が、そういう経験を我々何十年としてきているという経緯がある。これは一つ御理解願いたいと思います。

それから、判断の基準を生かす、これは条文を変えるというのではありませんけれども、第三者機関等による判断というものもこれから取り入れていただきたいというものも含んでおるわけです。そういうことで、やはり最終的にはその辺を国民の人が理解できるようにはっきりしたものを、これは公表といいますか、国民に開示して理解を求めることも必要ではなかろうかということも含めております。

それから、先ほどの法令に準ずというのは、我々も当然必要なことだと考えておるわけですが、変な話、不正とか不当な行為、リスクも明確にしておいていただきたいというのがあるわけです。ただ、この言葉だけで全部というのは、どうも我々にとってはなじまないし、もう一つは、これだけではないと思いますけれども、結局それも関連してくるわけですが、法人の責任も、理事長の責任なのか、施設長の責任なのか、だれの責任なのか。これは、いわばだれがやっても連座制で全部同じことになるんですが、この辺も内容によって多少は違いがあってもいいのではなかろうかというのが我々の考え方だと思います。

○遠藤座長 連座制がいけないというのであれば、質の担保はどのようにすればいいのかという御質問があるわけですけども。

○宮島委員長 必ずしも連座制がないから質がどうこうと私どもは考えていません。質の問題ということになりますと、これは、何をもちて質がいいか悪いか、これはいろいろ表現があろうか

と思います。現実には違いがあると思います。例えば人員配置でございますけれども、3対1とか、1.5対とかという職員の配置基準の違いがありますね。そうすると何名でやるのが一番質が担保できているのかということもはっきり明確にはなっていないわけですから、そういうもので、質の担保と言われますけれども、逆に言うと、そういう質の担保をある程度決められるのであれば、何対1でよろしいという、その辺の基準もはっきりしていただきたいと思います。

○遠藤座長 小山委員どうぞ。

○小山委員 済みません、質問は簡単なことで、今日お話しいただいた皆様の中で、更新制、連座制に反対だとおっしゃっている方は一人もいらっしゃらないんですねという意味です。私が聞いていることは。ですから、話を大きくしないで、老施協さんは、更新制、連座制に反対なんだとは言わなかったんですねと聞いているだけです。

○宮島委員長 そのことで反対だとは言っていないです。

○遠藤座長 木間委員どうぞ。

○木間委員 南方課長さんにお尋ねしたいんですけれども、先ほど、小さな市町村では無理であるということとか、あるいは事後規制という、その2点についてなのですが、私は、馬袋さんがおっしゃいましたような考え方に私自身もほとんど同じなんですけど、できるのであれば、全部でなくても、小さな市でも大変、非常に積極的におやりになっているところもありますし、東京の23区などは、世田谷区の場合は80万人という人口で本当によくやっています。ですから、できる場所ならば市町村で、実際には馬袋さんが御提案なさったようなことを実行に移せないかということが一つです。

それから、事後規制ということが行財政改革という流れで出てきましたけれども、私は、事前規制ということですが、これは、馬袋さんがおっしゃっているような事前規制ということだったら、馬袋さんの資料の1ページの(3)の①の「事前規制(届出申請・書類)」とありますが、こういうことでも、行財政改革のもとで大変なのでできないということなのでしょうか。

その2点をお伺いしたいと思います。

○遠藤座長 お願いいたします。

○仙台市 お答えいたします。

私どものことだけ申し上げて恐縮ですが、私どもの市内には1,100の事業所がございます。そして、私どもは全国的に見れば進んでいる方かなとちょっと自負しておりますけれども、去年の4月から指導係というのをつくりまして、専任の職員7人を配置しております。そういった中で、まず予防を中心にやっておりますし、それから特養、老健の指定監督権限も県からいただいております。一生懸命積極的にはやっておりますけれども、それでも1,100の事業所が入れかわり立ちかわり、変更、更新という形で書類を持ってきて、それについて審査をしていくというのは本当に追いつかない仕事です。ましてこれが宮城県でいけば、3,000の事業所があるとされていて、そこには専任の職員が6人ぐらいしかいませんので、本当に大変な思いをされているんだろうと思います。

行財政改革の流れと申し上げましたけれども、どこでも市町村は、本当に人員削減が至上命題

みたいになっておりまして、私のところのように指導係を専任で置いていただくなんていうことは、本当に、もう大変感謝すべきことで、とてもほかの市町村ではなかなかできないのではないかと考えております。

まして隣の町へ行きますと、職員2人か3人ぐらいで、ケアプランのチェックから、保険給付から、保険料から全部1カ所でやっているわけです。幾ら小さな規模の市町村といえども、事業所は複数、2桁程度はありますので、そういった所できっちり指導・監査とか権限をやれというのはなかなか難しいということをお願いしたところでございます。

それから、事前規制については、なかなか難しいと言いましたのは、理想は、2カ月前ぐらいに書類を持ってこさせて申請をさせて、まずその申請の書類をチェックして、でも、それはまだ予定の人員なので、4月1日に開所しましたという時点で、また実際に事業所に行って、本当にその人たちがいるかどうかチェックしなければ、事前チェックの意味はないんだろうと思います。行政としてはなかなかそういう対応ができない。変更があったら変更があったで、また確認に行かなければいけない。

そうではなくて、こういうルールのもとに申請してください、届出をしてくださいと言って置いて、2年なり3年なりのスパンの間に事業所に行って、遡って書類を見せていただいて、だめだったときはだめですよという、こういう方法しか対応しようがないということで申し上げたところでございます。

○遠藤座長 南方さん、ありがとうございました。

木間委員いかがでしょうか。

○木間委員 行財政改革のもとで人員削減というのはよくわかります。私自身も、ついこの間まで独立行政法人にありまして、本当に人員削減で、職員がみんな死ぬような思いで仕事をしています。わかります。だからこそ、これでいいんですかと、市の方も行財政改革で市民の安全を守るといふ仕事がこれでいいんですかという声を上げることも一つではないかという気がいたします。

○遠藤座長 それは御意見ということで、何か南方さん、コメントございますか。

○仙台市 そのことについてはこの場でお話しすることではないと思いますので、コメントを差し控えさせていただきたいと思います。

○遠藤座長 ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

狩野委員どうぞ。

○狩野委員 在宅介護協会の方に少しお聞きしたいんですけども、基本的に、介護保険事業の適正化を図る上で、予防と監視と、その後の指導というものが行政として取り組まなければいけないテーマだと思うんですが、基本的に事業者の自己点検をどう進めていくかという中で、先ほど、どういうふう自主管理をしていくかという話をされましたけれども、例えば東京都も、もう3年、4年前ぐらいから、事業者の方に自己点検チェックシートとか、保険者と東京都で協力してつくった点検シートですとか、あるいは今回の介護サービス情報公表制度でも、あの調査項

目というのは、事業者にはいわば自己点検してくださいという趣旨でつくったわけですね。そういうものを実際に現場で何で活用されていないのか。私は、先ほどの事業所と事業者の関係がありますけれども、事業者として事業所をどう指導されているのかというのが非常に疑問に思います。その辺を教えていただきたい。

もう1点は、法令等についても、確かに非常に多岐にわたっていろいろな通知等が出ておりますけれども、これも、いろいろな冊子で販売されたりもありますが、東京都介護サービスの情報というホームページをもって、すべて厚生労働省等の通知等はホームページに載せて、そこからダウンロードできるようにしているはずですが、そういうのを具体的に、事業者や事業所、それから中間の支社の単位でどういうふうに使われてやっているのかを是非教えていただきたいと思います。

○遠藤座長 それでは、在宅介護協会の方でおわかりになる範囲でお願いしたいと思います。

○日本在宅介護協会 では、最初の前段の方の御質問ですけれども、確かに仕組みが全くないということではないと思います。しかしながら、仕組みそのものも、東京都がお持ちの第三者評価、あるいは情報開示、あるいは各事業者が自主的に業務管理の手法を導入しておるケースがあるわけですね。各社、そういった仕組み自身に非常にばらつきがあります。それから、運営の管理のところまでチェックリストに入っているケースと、そうではなくてやっぴいサービス、やっぴいはいけないサービス、そういったことに力点を置いたチェックリストみたいなものでやっているところもある、仕組みを入れているところもあります。

ただ、申しあげましたように、訪問介護だけ取りましても2万数千の事業所がある中で、そういった仕組みを実際に運営するだけの余力といいますか、力がある事業者がどれぐらいあるんだろうか、そこが問題なんです。すなわち、仕組みがあっても十分に運営されていない恐れがある。

次に、それが運用されていたとしても、それを検証しているかどうか。どんなルールを入れて内部監査をやっているのか。あるいは、最近のあれで言いますと、要するに内部統制の監査をやっているのか。少なくとも、一社一事業所で、小さなところは、もともと内部統制なんていう概念すら理解できていないのが実態ではないかと思います。その辺のところから、どうすればすべての事業者が最低限、ミニマムのリクワイアメントを満足することができるか、そういう仕組みを足元からもう一度作り直す必要があるのではないかということを申しあげているわけです。したがって、仕組みがないということを申しあげているわけではございません。仕組みがあるけれども、それぞれ、それぞれ指導・監査、あるいは窓口で御指導いただく、そういった個々人の皆様のかかわる質的なばらつきがある、あるいは時期、タイミングによってばらつきがある。

殊に、平成18年4月以前と以降では、サービス品質の基準なんかについても大いに変わってきたわけですね。その都度、そういったチェックリストですとか検査体制を更新して、是正して、仕組みに対応できるだけの事業者がどれぐらいいるんだろうか、これが実態だということを申しあげているわけです。その辺のところをしっかりとやらないと、やはり指導・監査をいただいたときに、ふぐあいがありますよというものがどうしても検出されてしまうということがございます。それが第1点でございます。

第2点の御質問ですけれども、これは、確かにきちんと行き届いた業務管理をしている事業者は、お話のとおり情報収集はできようかと思えます。しかしながら、訪問介護だけ取りましても2万4,000の事業所、この事業所全部がそういったIT環境を持っているとは言いがたいです。それ一本やりで頼って、そこで情報を流しているから、みんなそれで組織の隅々まで、しかもオールジャパン2万4,000事業所の人たちが解釈、理解、運用を一律同じようにしなさい、それが事業者の責務ですと言われましても、それは非常に難しい話ではないでしょうかということをお願いしています。すなわち、アクセスする情報ですとか仕組みが全くないということをお願いしているわけではありません。それをどうやって簡便に、容易に、普遍的に事業者が利用できるようにするか、それも考えていかなければいけないことではないかということでございます。

以上が御質問に対するお答えでございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

狩野委員、いかがですか。

○狩野委員 大体わかりました。要は、私は、事業者の責任はどこにあるのかということを知りたいんです。事業所を指導監督する責任は事業者にあるわけでしょう。

○日本在宅介護協会 はい。

○狩野委員 だから、事業者は、各事業所の管理者やサービス提供責任者に対して、どういうふうに指導なさっているんですかということをお聞きしたいんです。

○日本在宅介護協会 これはまさに、一般論的にはちょっと申しがたいと思えますけれども、当然、一社一事業所というものと、それこそ多くのものと。

○狩野委員 先生のところは、大規模、中規模なんだから、大規模や中規模の事業者は、各事業所の管理者をどう指導しているのかということをお聞きしたいんです。一般論を聞いているのではないです。

○日本在宅介護協会 私の方はきちんとやっています。それだけです。

○遠藤座長 小山委員どうぞ。

○小山委員 済みません、人員基準とか設備基準、運営基準をつくったから、全部100%の事業者が100%コンプライアンスを発揮して不正がないようにするという考え方もありますけれども、でも、罰則とかいろいろなものをつくっているということは、社会の仕組みというのは、不正とか著しい不当な行為が起きることを想定しているわけでしょう。まず想定しているんです。

それから、もう一回はっきり言いますが、このコムソン事件というのは、申請したときに、雇用実態がない人を申請して、これは、著しく不当ではなく不正なの。もうよくない。ジェネラルスピーキングしているのではなくて、不正ですよ。この不正問題が再発するのをどうするのかという議論を国民は待っているんで、私は議論の方向が違うと思えます。もう一回起きてもらったら困るんです。

多分、馬袋さんのところは小さいところだから、1社しかやっていないで4~5人でやっていると、ところがなくなっても地域の中できちんと補てんできるんですけれども、何百とかいう事業所を持っているところがこういう事故を起こしたのが今回の本質で、これだけ問題が大きくなって

いるのですから、たくさんの都道府県にまたがっている大規模がやるのが悪いとはだれも言っていないんです。それは資本の論理もあるので別にそれでいいんです。だけれども、もう一回起こすと、本当にもう一回、今度はコムスンと違うところが同じことをやることになる、もう弁護の余地がなくなってしまうんです。

私は、そのことがすごく大事なんだろうとっていて、私なんかでも夜眠れないんですから、当事者で全国展開しているところがコンプライアンスを守らなかったら、今回ののは、自分たちは命がなくなるということでしょう。それに対して何かお話が聞けるのかと思ったので、別に小さいところとか、コンピューター環境がない事業者がどうの、そんなことは関係ない。そんなことはだれも心配していないんです。だけど、もし100とか200とかという事業所を持っていらっしゃるところが、「不正等著しく不当」の文書がどうのこうのという話よりも、組織的に不正行為を重ねているという事実がもしあったら、介護保険制度の根幹が崩れてしまうのではないですか。違うんですか。日本在宅介護協会にはそういう認識がないんですか。そこが問題なんです。ですから、それは二度とないように、今最後におっしゃったことで、二度と起こしませんと言うのだったら、二度と起こしませんと言っただけだと、では、二度と起こさないんだなと思って安心して帰れますけれどもね。

でも、コンプライアンスを守らないと事業ができなくなるんです。プレーヤーの退場。これはもうルールですから。それと話が少しずつみんなずれてしまうわけ。行政監査のあり方とか法律文章の書き方という以前の問題として、私は、コムスン事件と同じ事件が、多分、日本在宅介護協会に入っている大型の会社でもう一回起きたら、国民はそっぽを向いてしまうし、介護保険はつぶれてしまうし、老健局長は大変だなと思いますよ。だから、その問題に対して何かお考えをお聞かせいただきたいんです。どうお考えになっているのか。

○遠藤座長 わかりました。それでは、今のようなお考えに対して在宅介護協会として、どのようにお考えでしょうか、建部さんお願いします。

○日本在宅介護協会 御指摘のとおりでございます、二度と起きてはならない、二度とは起こさないということは当然でございます。

極めて大きな経営体の場合、その辺のコンプライアンスを維持するために具体的にどういうことをやっているのか、それは各社いろいろな形でやってございますけれども、介護保険法で求められておる法規法令の遵守以外に、経済法でいろいろなことがございます。新会社法でございますとか金融商品取引法でございますとか、あるいは内部情報の方のことですとか、いろいろなことがトータルの経営体として、殊に株式を上場している、あるいはそういった資本の公開をしている企業については、その辺のサイドからも当然に遵守を求められておるわけです。その辺の努力は、当たり前のこととしてなされているということが前提でございます。

そういった株式を公開していないクラスの、言ってみれば中堅どころといいますか、そういう法人につきましても、それに準じた形で各社努力をしておるという認識でございます。したがって、その辺のクラスから今回と同じような質の不正が摘発されることは、まずないだろうと協会としても願っております。ただ、これは、協会としての言い逃れではございませんけれども、そ

の辺になりますと、いわゆるコーポレートガバナンスの問題でございますので、まさに経営者の資質の問題でございます。これは、協会としてあせい、こうせいというレベルを超えておりません。

そうであれば、いわゆる公益事業者となったときに内部統制監査の報告書まで義務づけるのか、義務づければいいのかというのは、包括的なコンプライアンスの仕組みとしてあるかも知れませんが、公益的と言いましても、これはまた極めて大きいものからそうでないものまでありますので、そのコストですとか、それこそ業務管理の負担といいますか、それは一律協会として求めるというのも難しいのではないかとということでございまして、ここも、やはり個々の経営体にゆだねるということでございます。現状は、そんな判断をいたしております。

ただ、何も努力をしないのか、今回のコムスンのことについて何も反省がないのか、振り返りがいいのかということ、それは、当然そんなことはございません。深く振り返ってはおります。したがって、私どもは二度とあってはならないので、むしろモグラたたきという表現が当たっているかどうかわかりませんが、あってはならない、あるとゆゆしいことになりますので、そういうことが出ないように、体質といいますか業界の土壌といいますか、それを耕し直す、それに役立つような方向でもこの介護保険法を見ていただければありがたいという意味で書いた部分も相当ございます。当然に、御下問について、争点をずらす、視点を外すという意味で書いたものでは決してございません。そこは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

では、関連しまして、お願いします。老協の方ですね。

○宮島委員長 先ほども申し上げましたように、我々の会員というのは99.9%が社会福祉法人でございまして、社会福祉法のもとに指導・監査も受けます、それから別個に介護保険における指導・監査も受けるわけでございまして、我々は二重にチェックされているわけです。

介護保険は社会福祉法と関係ないと思われるかもしれませんが、会計の中にはすべての事業をトータルしたもの等ございますので、私は、やはり2つの法律によっていろいろ監査を受けているという現実があることをひとつ御理解いただきたいと思っております。

先ほどおっしゃいましたように、では、我々全員が何も悪いことをしていないのかと言われても、それは私どもここで、いや、しませんということは申し上げられませんが、日ごろからのチェック機能というものは二重三重に受けていることをひとつ御理解願いたいと思っております。

それから、大変失礼なんです、ちょうど狩野委員さんがいらっしゃいますのでちょっとお聞きしたいんですけども、連座制に関係あることとございまして、文京区のくすのきの郷ですか、ここで管理者責任ということで、これは文京区が連座制で引かかる。そういう場合、我々の福祉法人も同じように、福祉法人は一つだけではありませんので、同じような関係で幾つかの事業所を持っているわけです。それで一つ参考にお聞きしたいんですけども、こういう連座制というものを東京都はどうお考えで、これで何か問題が起きたといいますか、これはまずいのではないかとというようなお考えがあるのかどうか、ちょっと今日の議論とは違うのかもわかりませんが、

お聞かせ願えればと思います。

○遠藤座長 おっしゃるとおり、今回の議論と直接関係ないと思いますが、この委員会ではなく個別にお聞きしていただいた方がいいかなと思う案件でもありますが、もしお答えができるのであるならばお願いいたします。狩野委員の御判断にお任せしたいと思います。

○狩野委員 先ほどの御発言がありましたように、私は、やはり更新制における連座制というのは、事業者を規制する制度として有効に機能したと思っています。今回のコムスンの問題は、直接的な連座制の適用ではありませんけれども、有効な制度ですし、これは堅持していくべきだと思っています。

お話のあった文京区の特別養護老人ホームの指定取り消しについても、事業者としての自治体が、適正な事業所に対する指導監督を行わなかったということで、当然その内容が取り消し処分には相当する事由があるということで取り消し処分をしたわけでして、それは、問題はないと認識しております。

○遠藤座長 ありがとうございます。

時間が来ておりますけれども、神作委員どうぞ。

○神作委員 一言、時間超過して恐縮ですけれども、コメントさせていただきたいと思います。

前回、第1回の有識者会議でも発言させていただいたのですが、事業者単位の規制と、事業所単位の規制のそれぞれの長短があるということを申し上げさせていただきまして、少なくとも会社を初めとした法人経営の場合には、現在の法人法、会社法の体系が、経営者あるいは理事会が全体の法人の経営を指揮しなければならない、そういう考え方に立っているところからすると、何らかの形でもちろん法人単位での規制を検討してみるというアプローチが必要と思われます。そのときに、連座制というのは法人単位での規制を及ぼす機能を営む非常に重要な手段だと思うのですけれども、それで過不足がないのかを検討する必要があるのではないかとということを前回申し上げさせていただきました。本日の御議論を伺っておりまして、もう1点、自分が研究しております会社法との関係で非常に興味深く思いましたのは、会社法は規模による規制というのを入れておりまして、例えば大会社であるのか、そうではない中小会社であるのか、あるいは株式の譲渡を宣言していない公開会社であるのか、非公開会社であるのか、そういったさまざまな基準を入れて、きめ細かく規律をしております。

先ほどのお話の中でも、大規模な事業体と、そうではなくて零細・中小のものがおのずから分かれて議論されていたように思いますけれども、これを正面から議論していく必要があるのではないかという気がいたしました。もちろん、会社法が取り入れている規模の規制をそのまま適用するのであれば、少なくとも株式会社形態をとっているものについては特に介護保険法において特段考慮する必要はないということかもしれませんが、介護保険法の適用に当たって何か特別な考慮をして、規模は会社法とは違った基準を取るべきである、例えば、会社法の場合には、資本の額とか負債の額ですとか、そういうものを基準として取っているわけですが、そうではなくて、介護保険法に独自の基準を採用して、規模別に適切な、やはり中小の業者に対して余り過酷な規制をするというのは、これは望ましくないことだと思いますし、逆に、規模が大きく



て全国的に展開しているところは、相当しっかり内部統制等もしていただかなければいけない。これは当然ではないかと思えます。とすると、そういった観点からの考察が必要であるとともに、今度は次に、それを法律のレベルとするのか、それとも自主規制のレベルとするのか等、どのレベルで規制するののかについても検討する必要があるのではないかと。自主規制の有効性、実効性等まで含めて、一体どういった手段で規律を考えていくのがいいのか。特にガバナンスの問題になりますと、これもまた前回の重複で恐縮でございますけれども、法律で定めれば解決できるといったたぐいの問題ではございませんので、まさに実務の中で行われることでございますので、どのように規律し実現していくのが有効なのかという観点から考えていく必要があるのではないかとと思えます。

長くなって恐縮ですが、最後に1点、有識者会議のそもそもの問題の出発点だと理解しておりますのは、グループに属する1つの事業所が行われたことに対してどう対処するか。これは、いわば事業所単位、それから事業者単位をさらに超えて、事業者グループというレベルの問題で、そういう意味では、まだ現状ではその段階まで議論は到達していないと思えますけれども、事業所のレベル、事業者のレベル、事業者グループのレベル、こういったさまざまなレベルの問題は、やはりその実態に即して見ていく必要があるように思われました。

○遠藤座長 ありがとうございます。非常に生産的な御意見をいただいたと思えます。

もう予定した時間が来ているのですが、先ほどお手を挙げておられましたので、馬袋さん、手短にお願いします。

○全国介護事業者協議会 先ほど規模が小さいとか大きいとか出ていますけれども、そもそも介護保険サービスの事業をしたければ、自分たちが制度を守るということで申請するんです。だから、申請には、規制がありルールがあるということだと思います。小さい、大きいというのは、小さいけれども、その分、社長は現場に入って、法律も勉強し、内容の指示をやるんです。大きくなって組織化にするんです。けれども、規制とかルールを守るのは、小さい、大きいは関係ないです。トップマネジメントとして体制をどうつくるかだけだと私は思います。

今回問われているのは、そこにあるわけです。ですから、なるべく未然に防げるように仕組みとしてバックアップできるかというプロセスが大切です。ですから、そういう面では、全体でとらえるというのがありますが、個々で、十分理解して仕事をする事業者の資質が問われていると思っています。是非そのことは、事業者の育成という意味で、再度ここは徹底していくためにも、小さくて勉強することができない、時間がないという事業者にも勉強していくための支援が必要であります。逆に、勉強しない事業者は介護保険サービス市場から出て行けと言われること、これは仕方がない。これが社会のルールだと思っています。そこだけは申し上げておきたいと思えます。

○遠藤座長 それでは櫻井委員、手短にお願いします。

○櫻井委員 遅れて来まして大変恐縮でございますけれども、今の神作先生の御議論にちょっとだけ上乘せして申し上げたいんです。会社法の話というのは、個別の会社にどう適用するかとい

う話なので、ここでは介護行政をどうするかということが問題ですので、そうすると、ダイレクトに会社に着目するのではなくて、事業者には、どういうふうにコンプライアンス体制を整えることができるか、そういう仕組みをつくるということだと思っておりますが、是非研究していただきたいのは、最近非常に、規制強化だけではだめだというのは当然のことで、要するに規制緩和的なこととか自主管理的なことを行政のガバナンスの中に取り込んでいくことが必要なんです。そうすると、通関制度の方で日本版AEOという議論をやっているんですが、これはもともと一般的な規制があって、しかし、コンプライアンスに優良であるという事業者についてはプライオリティーを与えるという仕組みなんです。だから、ゴールド免許方式みたいな感じなんですけれども、そういうものを行政の中に仕組んでいくと、自主的にそちらの方に流れていくということがあり得るので、そういう方向性でふくそう的に考えていただきたいというのが一つ。

それから、自主規制の話というのは、行政のガバナンスからいきますと、業界による自主規制、それから事業者本人の自主規制、自己規制、それも当然にルールの中に入ってくるので、それは法律とか内部ルールとかという仕分けではなくてグラデーションのある規則、レギュレーションととらえていただいて、全体としてうまくいくような仕組みを考えるというように発想を転換することが必要ではないかと思えます。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

恐らくまだ御意見はおありになる方もいらっしゃると思えますけれども、私の不手際で非常に時間をオーバーしておりますので、このあたりで終了したいと思います。本日は、非常に重要なことについて、実際のお立場から御議論いただけたということで、非常に活発な議論ができたと思えます。

それでは、これをもちまして第2回の会議を終了したいと思います。本日は、御出席いただきました各団体の皆さん、本当にありがとうございました。

また、事務局から何か連絡があれば、よろしくをお願いします。

○古都振興課長 本日は、関係団体、委員の皆様、どうもありがとうございました。

次回の日程につきましては、また調整、確定次第、追って御連絡させていただきたいと思えます。

以上でございます。